

西村兵太郎^{ひょう}に学ぶ

1 西村兵太郎について



長浜高校横にある銅像

西村兵太郎(1884～1935)は、大洲市(旧長浜町)出身で旧長浜町長、愛媛県議会議員、県議会議長を歴任し、旧長浜町をはじめ愛媛県下の政治・経済・文化のあらゆる面に大きな業績を残した政治家である。

1919(大正8)年11月27日、議員になって間もない兵太郎は、通常県議会で被差別部落の改善について発言し、当時県が進めていた「部落改善講話方式」(講話会名目で被差別部落の人々のみを集め、生活の改善などを求める)を批判している。また、部落差別解消のためには、第一に行政の指導者が被差別部落内に入っていく、地域の事情や人々の要求を知ること。第二に被差別部落と部落外の住民との結婚を奨励すること。第三に公務員や企業等への採用を積極的に働きかけ、就労の保障に努めることが必要であると述べている。

これは、人権・同和教育の基本的な考え方である「差別の現実に深く学ぶ」という姿勢や、現在も続けられている結婚差別の解消や進路保障の取組にも通じる。

西村兵太郎の生涯(『西村兵太郎』久保七郎より作成)

年	事 項
1884(明治17)年	喜多郡長浜町(現大洲市長浜町)に生まれる
1902(明治35)年	長浜町役場書記となる
1911(明治44)年	長浜町信用組合長に就任 長浜町議会議員に当選
1914(大正3)年	長浜町長に当選(5期21年在任)
1919(大正8)年	愛媛県議会議員に当選(4期16年在任)
1924(大正13)年	愛媛県議会副議長となる(1927年まで在職)
1931(昭和6)年	愛媛県議会議長となる(1933年まで在職)
1935(昭和10)年	死去

2 指導のねらい

- 部落差別を不合理なこととして捉え、差別解消への道筋を示した西村兵太郎の姿勢に学ばせる。
- 差別解消への積極的な行動力を身に付けることの大切さを理解させる。

3 留意事項

- 西村兵太郎が、被差別部落の人々の立場に立って、その思いや置かれた状況を理解している点に気付かせる。
- 差別の原因を、被差別部落の側に求めた部落改善運動の問題点を理解させる。
- 西村兵太郎が部落差別解消のために、結婚差別の解消や就労保障の重要性を説いていることに注目させるとともに、彼の提言が現在の取組につながっていることを理解させる。
- 本資料(ワークシート)は、人権・同和教育ホームルーム活動等で、融和運動を説明する際に使用することが望ましい。

4 ワークシート

1919(大正8)年11月27日の通常県議会において、西村兵太郎は以下のように発言している。この発言を読んで、下記の問いについて考えてみよう。

(前略) 従来、各地において行われている講話のやり方をみると、まず、何月何日に役場もしくは学校に集まれというふうになっていまして、被差別部落の人々のみを集めるという傾向になっていますが、被差別部落の人々の頭は、すなわち頭の中にある考えは、我々は集められる理由がない、なぜ我々にのみ集会させるのか、部落の改善ならば全部落を寄せるべきである。それなのに、特に差別をして、我々のみを集めるのは、はなはだおかしい行動である。



長浜高校横にある銅像

(中略) では、どのようにすれば部落改善の方法を達成することができるといえば、私共の口から申し上げなくても十分理事者においてはお分かりになっていると思いますが、私の希望を申し述べてみましたならば、部落改善の講話をされる必要があるならば、その部落に講師自らが出向かれて、そうして部落内の最も広い家を借り入れられて、部落の人々と膝を交えて話す、こういうことがまず第一に必要である。

(中略) それから、部落外の人間と部落の間が婚礼をするという方法を考えたらどうだろうか。これは簡単な問題ではないが、そうしなければならない。それから官公吏に採用する、こういうことも必要である。つまり、官公吏にお使いになるということは、やはり社会的地位を高める一つの方法ではないかと考えるのです。従来、相当の教育を受けて、中学なり、それ以上の学校を出た被差別部落の人で、就職の道がないために、相変わらず収入の不安定な仕事に就いて、その部落内にとどまっている者がいますが、これらははなはだ社会改善の上においてはよくない方法であると思うのであります。したがって、官庁においてはこれらの職業斡旋の方法についてもお考えになって、銀行なり、会社なり、官公の庁内にどんどん入れられようにしていく方法をとるようお願いしたい。

(「県議会議事録」 1919年11月27日)

(内容等については読みやすいように改めています)

問1 被差別部落の人々を対象に行われる講話の問題点を、西村はどう述べていますか。

被差別部落の人のみを集めて講話をするのではなく、全ての人を対象に講話をすべきである。

部落差別解消のためには、講師自らが被差別部落に出向いて、膝を交えて話をするべきである。

問2 西村は部落差別解消のために、どのようなことが必要だと述べていますか。

() に適語を入れなさい。

・被差別部落と部落外の住民との(婚姻)を奨励する方法を考
えること。

・公務員や民間企業への(採用)を働きかけ、(就労)の保
障に努めること。

5 参考資料 - 融和運動について -

(1) 部落改善運動の始まり

全国各地で部落改善運動が進められるなか、愛媛県でも警察官や教育者らが中心となって、部落改善講話会が開催された。講話会は、大正時代の中ごろになると、ほぼ全市町村において実施されるようになった。しかし、講話会の内容は、被差別部落の人々に風俗の矯正を説いて、自覚と反省を強いるものであった。

また、部落改善を目的とし、被差別部落の人々が中心となって、^{きようふう}矯風会と呼ばれる団体が各地に結成された。なかには、風俗の矯正、教育の普及、勤儉貯蓄、衛生の改善を目的に、青年団や婦人会を組織して、地域ぐるみで改善運動に取り組んだところもあった。しかし、この時期の部落改善運動は財政的な裏づけがなく、「精神的運動を主体としたもの」であり、「地区内部の指導者の活動だけに終わる」ものが多かった。

(2) 融和運動の進展

1921（大正10）年1月の郡市長会においては、知事自らが「教育の奨励、産業の奨励、衛生思想の普及」などの項目をあげて、部落改善の実績をあげるよう指示を出した。また、その事業に伴う補助金が内務省から交付され、各地区の改善事業に役立てられた。

さらに、被差別部落の人々の氏子への加入や祭神輿への参加などを通じて、部落外の人々との融和を図っていった。その結果、多くの地域において氏子への加入や祭神輿への参加が実現した。

1923（大正12）年には、知事を会長として、愛媛県善隣会という融和団体が組織された。善隣会は全国的な融和運動と密接な関係を保ちながら、「一、同胞間の因襲的偏見を脱却して善隣融和を期すること。二、人類相愛の大義に基づきて社会の平和幸福を増進すること。三、人格を尊重して円満なる社会に共存共栄を実現すること」を綱領に掲げて活動した。善隣会は、各地方に支会・分会を設けるとともに、「県及び関係団体と共催のもとに全県下的に講演、講習会を活発に展開し、青年、婦人幹部活動家の養成を中心に、職業指導、産業奨励などの事業」に取り組んだ。

当時、県内で活動していた「水平社の活動家の多くも善隣会に名を連ね、以後、中心的な役割を果たす者も出てきた。また、反面、内部にあっては官制の善隣会にあきたらず、協調しながらも別組織として活動を展開」したところもあった。

このように、愛媛県における融和運動は、部落改善等において一定の成果を上げたが、差別の原因を被差別部落の人々に求め、被差別部落外の人々には差別意識の改善を求めたため、差別の根本的な解消にはつながらなかった。

〔参考文献〕

『愛媛近代部落問題資料・上巻』 近代史文庫大阪研究会

「えひめ人権の道しるべ」 愛媛県教育委員会

『愛媛の部落史』 愛媛県同和対策協議会（現愛媛県人権対策協議会）

『人の世に熱と光を』 愛媛県教育委員会